

I. 事実の概要

Xは、Yから金員を奪おうと考え、それを共犯者であるAに相談したところ、Yを自動車で拉致して所持する金品を強取し、何処かで監禁するとともに、Yの記憶を飛ばして被害を申告しても警察に信用されないようにするために覚せい剤を注射し何処かに置いてくるように指示をされた。その後Xはかかる計画に従い、共犯者らのうち4名と共に、午後8時37分頃、勤務先に出勤していたYを拉致して、自動車内に監禁した上、社内でYの所持する金品を強取し、次いで同日午後10時5分頃、Y居宅に赴いてパスポートを強取した後、監禁する目的で用意していたウィークリーマンションに赴きYを連れ込もうとしたが、Yに反抗されて失敗した。そこでYの所持金や様子からこれ以上金品を強取することは困難かもしれないと考え、Aの指示を仰いだところ、Aから、Yをダム付近の小屋へ連れて行きそこで監禁しそのうえで最後にはYに覚せい剤を注射するように言われたため、Aをダムへ連れて行き、Aからの指示があれば、それに従ってYから金品の所在を聞き出そうと考えた。Xは、Aからの指示を受けながら、前記共犯者4名と共にYを監禁した自動車で移動し、翌日午前0時35分頃、その途中でAと会い、Aから覚せい剤を受け取った上、Yに覚せい剤を注射して、ダムの橋の上から突き落として殺害するように指示された。そして前記共犯者4名と共に、前記ダムに赴き、同日午前3時頃、同共犯者に、そこから落として殺害することを提案したところ反対されたため、Yに覚せい剤を注射して人里離れたところに放置することにし、共犯者のうち1人に実行させた。その後、Yは付近の山中において覚せい剤使用に続発した横紋筋融解症により死亡した。

(参考判例：東京高裁平成23年1月25日判決)

II. 問題の所在

Yが覚せい剤の使用が原因で死亡した点について、強盗が人を死亡させたとして、Xは強盗致死罪(240条後段)の罪責を負うか。強盗行為と時間的・場所的に離れた地点で、罪証を隠滅するために覚せい剤を注射した行為が「暴行・脅迫」(240条後段)と認められるか問題となる。

III. 学説の状況

A説：手段説¹

死傷の結果について強盗の手段としての暴行・脅迫から生じたものに限定する見解。

B説：機会説²

死傷の結果について強盗の機会になされたもので足りるとする見解。

C説：関連性説³

死傷の結果について強盗の機会になされた行為のうち、強盗と密接な関連性を有する行為により生じたものに限定する見解。

¹ 西田典之『刑法各論〔第5版〕』(法律学講座双書,2010年)181頁参照。

² 西田・前掲181頁参照。

³ 大谷實『刑法各論講義〔新版第3版〕』(成文堂,2009年)240頁。

IV. 判例

福岡地方裁判所小倉支部昭和 50 年 3 月 26 日判決⁴

〈事実の概要〉

金品を強取後約 2 時間経過した後、強盗現場から約 29 キロメートル離れた地点において、強盗の犯跡を隠ぺいするため被害者を殺害した事案について強盗殺人罪の成立が認められた事例。

〈判旨〉

「被告人らは第 1 現場において自動車ならびに金品を強取したうえ、同所から自動車のトランクに被害者を拘禁して約 29km 離れた第 3 現場に至り、同所において被害者を殺害したもので、かつ強取行為から殺人行為までの所要時間が約 2 時間であったことからすれば、場所的にも時間的にも多少の距離間隔があるけれども、本件殺人行為は強盗の犯跡を隠蔽する意図のもとに強取行為に継続して同一の被害者に対してなされたものであり、また、強盗とは別の機会に新たな意図に基づいてなされた別個独立の行為と認めるに足りる事情も存しない。もつとも、被告人らは第 1 現場において強取行為を完了後、犯跡隠蔽の方法としてブルーバードのトランクに被害者を押し込み現場に放置したまま、強取にかかるカーローを運転して一旦同所から約 1.2km 位離れた地点まで赴き、その後再び現場に引き返してから被害者を第 3 現場まで運搬しているのであるが、右現場離脱の時間は約 1、2 分位のきわめて短時間であり、また引き返した意図が犯跡隠蔽の方法を変更するためのものであったことを考えれば、右事実をもつて強取行為との継続性が失われたり、強盗とは別個独立の機会が設定されたと認めることもできない。結局被告人らの本件行為は全体として刑法 240 条後段所定の結合罪に該当すると認めるのが相当である。」

V. 学説の検討

1. まず、A 説(手段説)を検討する。

窃盗犯人が、財物を取り戻そうとする被害者に暴行・脅迫を行った場合、或いは逮捕を免れ、罪責を隠滅するために暴行・脅迫を行った場合は、238 条によって事後強盗とされ、「強盗」と論じられる以上、当該暴行から生じた死傷結果については 240 条が適用される。しかし、強盗犯人が同様の行為を行った場合は、当該暴行は強盗の手段とはいえないため、240 条は適用されず、強盗罪と傷害罪(傷害致死罪)の併合罪とされ、窃盗犯による場合よりも処断刑が軽くなるため、不合理である。

したがって、A 説は妥当でない。

2.(1) そもそも、強盗致死傷罪は、犯罪学上強盗の機会に生じがちな死傷結果を防止するために設けられた犯罪である。そのため、死傷結果は、強盗の手段としての暴行・脅迫から生じたことを必ずしも必要とせず、強盗の実行に着手後、その強盗の機会に行われた行為によって生じたものを意味すると解釈すべきである。そこで、B 説及び C 説について検討を加える。

(2) 前述の通り、強盗が行われる場合、その機会には死傷などの残虐な結果を伴うことが多いため、死傷結果の原因行為を強盗の手段に限定すべきでない。

また、強盗犯人が財物を取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、或いは罪跡の隠滅を図るために行った暴行・脅迫により死傷結果が生じた場合であっても、強盗の機会に行われたと認められる限りにおいて、240 条の適用は認められるため、上記の A 説の抱える不合理を解消することができる。

(3) しかし、C 説(限定機会説)の立場では、強盗の機会になされた行為のうち、性質上強盗に付随して

⁴ 刑事裁判月報 7 巻 3 号 410 頁。

なされるものと通常予想しうる程度に、強盗行為と密接に関連性を有している行為から発生した死傷結果について強盗致死傷罪を認める。⁵しかし、強盗致死傷罪は強盗罪の結果的加重犯である以上、強盗の機会に、過失により死傷の結果が生じた場合も、強盗致死傷罪の成立を認めるべきである。

したがって、C説は採用しない。

3. 以上より、検察側はB説を採用する。

VI. 本問の検討

1. 本件において、Xは共犯者らと共にYを拉致して自動車内に連れ込み、Yの身体を間接的に拘束して身体活動の自由を奪っていることから、かかる行為について監禁罪の共同正犯(60条、220条後段)が成立する。

2. 次に、Xと共犯者らが共同してYを監禁してその所持する金品を奪った行為について、Xと共犯者らはYを車に詰め込むという有形力を行使し、Xら共犯者を含む数名で自動車に同乗することにより、Yが自動車から脱出することを困難にし、Yを監禁することによって反抗を抑圧しているから、強盗罪における「暴行」があったといえる。

また、かかる反抗抑圧状態を利用し、Yの意思に反して金品を奪ったことについて「強取」が認められる。

したがって、Yの金品を奪った行為について、Xに強盗罪の共同正犯(60条、236条1項)が成立する。

3.(1) また、共犯者らとパスポートを奪う際に、正当な理由もなくY居宅に侵入していることから、住居侵入罪(130条前段)が成立する。

(2) その後、先の暴行による犯行抑圧状態を継続させつつ、Yの意思に反してその居宅からパスポートを奪ったことについて「強取」が認められる。

したがって、Yのパスポートを奪った行為についてXに強盗罪の共同正犯(60条、236条1項)が成立する。

4.(1) さらに、Xは罪証を隠滅するためYに覚せい剤を注射して人里離れたところに放置し、その後Yは覚せい剤の使用が原因で死亡している。そこで、かかるXの行為について強盗致死罪の共同正犯(60条、240条後段)が成立しないか。

(2) この点について、前述の通りXは「強盗」にあたり、またXはYに覚せい剤を注射して「死亡させ」ている。もっとも、本件において覚せい剤が注射されたのは、XらがYのパスポートを強取してから6時間近く経過した後である。そこで、覚せい剤の注射行為がYのパスポートを強取した「強盗の機会」に行われたと認められるか、死亡結果がいかなる行為から生じた場合に同罪が成立するか問題となるも、この点につき検察側はB説を採用する。

(3) 本問において、確かにXがパスポートを強取してから覚せい剤を注射するまで6時間近くの時間の経過があり、Yは人里離れたところに運ばれていることから場所的にも離れているとも思える。もっとも、場所の点では、XらはYを監禁している自動車で移動し常に間近に居続けており、いつでも金品の所在を聞き出して強取できる状態が継続していたといえる。また、時間の点でも、XはAから覚せい剤を渡されてから指示を受けるまでは強盗を継続するか罪跡を隠滅する行為にでるか決めかねており、Aの指示を受け強盗の意思を放棄するや直ちに罪跡の隠滅に向けた行動を開

⁵ 大谷・前掲240頁。

始し、Yに覚せい剤を注射してこれを放置している。

さらに、Aからの指示を受けるまでXは強盗を継続するか罪跡を隠滅する行為に移るか決めかねており、指示を受けるまでの間に強盗の意思を放棄していたということはできない。

したがって、強盗と罪跡を隠滅するための覚せい剤注射行為との間には連続性ないし一体性があると認められ、かかる行為は強盗の機会に行われたものといえる。

(4) よって、強盗の罪跡隠滅のために Y に覚せい剤を打って放置しこれを死亡させた行為について、強盗致死罪の共同正犯(60条、240条後段)が成立する。

Ⅶ. 結論

1. 以上より、Xは監禁罪の共同正犯(60条、220条後段)、Yの金品を奪った行為について強盗罪の共同正犯(60条、236条1項)、住居侵入罪の共同正犯(60条、130条前段)、Yのパスポートを奪った後に罪責隠滅のために覚せい剤を注射して結果として死亡させた行為につき強盗致死罪の共同正犯(60条、240条後段)の罪責を負う。
2. Yの金品についての強盗罪とYのパスポートについての強盗致死罪とは、Yの財物という同一の法益に対する一連の動機に貫かれた行為であるため包括一罪となる。また包括一罪としての強盗致死罪の共同正犯と住居侵入罪の共同正犯とは目的と手段との関係にあるから牽連犯(54条1項後段)となり、監禁罪の共同正犯とは併合罪(45条)となる。

以上